

しょうがいふくし じぎょうしょ
障 害 福 祉 サービス 事業 所 き ら ら

じゅうよう じ こ う せつめいしょ
重 要 事 項 説 明 書

しゃかいふく しほうじん さち
社 会 福 祉 法 人 幸

しょうがいふくし じぎょうしょ じゅうようじこうせつめいしょ
「障害福祉サービス事業所きらら 重要事項説明書」
 あなたに対する障害福祉サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令に
 基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

めい しょう 名 称	しゃかいふくしほうじん さち 社会福祉法人 幸
しょ ざ い ち 所 在 地	ひょうごけんひめじしおおつくき び ばんち 兵庫県姫路市大津区吉美780番地
でんわばんごう 電 話 番 号	079-274-7530
だいひょうしゃしめい 代 表 者 氏 名	りじちよう かな じ 理事長 金 治 ゆかり
せつりつねんげつ 設 立 年 月	へいせい ねん がつ ついたち 平成14年7月1日

2. 利用施設

じぎょうしょ しゅるい 事業所の種類	せいかつかい ご しゅうろうけいぞくしえん がた 生活介護・就労継続支援B型
じぎょうしょ めいしょう 事業所の名称 (事業所番号)	しょうがいふくし じぎょうしょ 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 きらら (2814000838)
じぎょうしょ しょうざいち 事業所の所在地	ひょうごけんひめじしおおつくひらまつ 兵庫県姫路市大津区平松511
れん らく さき 連 絡 先	でんわばんごう 079-274-7550 電話番号 ファックス番号 ばんごう 079-274-7551
かん り しゃ 管 理 者	ふじもと とよひさ 藤本 豊久
さ ー び す かんりせきにんしゃ サ ー ビ ス 管 理 責 任 者	や の あきもり 矢野 朗守
さ ー び す じっしちいき サ ー ビ ス 実 施 地 域	ひめじし し たいしちょう た 姫路市、たつの市、太子町（その他）
しゅ たいしょうしゃ 主たる対象者	ちてきしょうがいしゃ 知的障害者
てい いん 定 員	めい たきのうがた 40名（多機能型）
かいせつねんがっぴ 開設年月日	へいせい ねん がつ ついたち 平成19年4月1日

3. サービスの目的・運営方針

目 的	生活介護	生活の質を高めるために、日常生活上の支援や健康管理及び身体機能の維持、また、創作活動・生産活動・余暇活動の機会等を提供します。
	就労継続支援B型	生活の質を高めるために、生産活動・余暇活動の機会を提供します。
運営方針	個性・人格を尊重し、その人らしい自立を考えていきます。 働く喜び、仲間と過ごす喜びを見出し、一人ひとりが輝けるように支援していきます。	

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

たてもの 建物	構 造	鉄骨造 三階建・木造 一階建 (耐火建築物) (耐震構造)
	敷地面積	247.14 m ²
	延べ床面積	508.57 m ²

(2) 主な設備

	部屋数	備 考
作業室	2 室	(多機能型・共有設備)
多目的室	1 室	(多機能型・共有設備)
パン工房	1 室	(多機能型・共有設備)
喫茶室	1 室	(多機能型・共有設備)
相談室	1 室	(多機能型・共有設備)
医務室	1 室	(多機能型・共有設備)
便 所	6 箇所	(多機能型・共有設備)

せんめん ふろ 洗面・風呂	かしよ 1箇所	たきのうがた きょうゆうせつび (多機能型・共有設備)
じむしつ 事務室	しつ 1室	たきのうがた きょうゆうせつび (多機能型・共有設備)
しょくどう 食堂	しつ 1室	たきのうがた きょうゆうせつび (多機能型・共有設備)

とうじぎょうしょ こうせいろうどうしょう さだ していきじゅん じゅんしゅ いじょう しせつ せつび
当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を
せつち
設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況 (多機能型一体表示)

しよく しゅ 職 種	いんすう 員数	じょう きん 常 勤		ひじょうきん 非常勤		じょうきん 常勤 かんさん 換算	び こう 備 考
		せんじゅう 専 従	けんむ 兼 務	せんじゅう 専 従	けんむ 兼 務		
かんりしゃ 管理者	1		1			1	
サービスかんりせきにんしゃ 管理責任者	1		1			1	
しよくぎょうしどういん 職業指導員	1	1				1	
せいかつしえんいん 生活支援員	7	3		3	1	6, 8	
もくひょうこうちんたっせいしどういん 目標工賃達成指導員	1				1	1	
かんごしよくいん 看護職員	1			1		0	

とうじぎょうしょ こうせいろうどうしょう さだ していきじゅん じゅんしゅ していしょうがいふくし
当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービ
ていきょう しよくいん じょうき しよくしゅ しよくいん はいち
スを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ じょうきんかんさん
常勤換算とは・・・

しよくいん しゅう きんむ の じ かんすう そうすう とうじぎょうしょ
職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における
じょうきんしよくいん しよていきんむじかんすう れい しゅう じかん じよ かず
常勤職員の所定勤務時間数 (例：週 40時間) で除した数です。

(ア) 各職種の勤務体系（多機能型一体型表示）

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
職業指導員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０） （８：００～１７：００）
生活支援員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０） （８：００～１７：００）
目標工賃達成指導員	正規の勤務時間帯（９：００～１７：３０）
看護職員	週１回８：３０～１７：３０のうち２時間

送迎サービス（朝）に従事する職員については、８：００～１７：００勤務とする。

(イ) 営業日と営業時間

営業日：月曜日～金曜日（但し、１２月３０日～１月４日、本事業所の指定する日は休業日とする。）

営業時間：９：００～１６：００まで

サービス提供時間：９：１５～１５：３０まで

６．サービス提供の内容

(１) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談および援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
就労支援	一般就労を希望する利用者に対して必要な支援を実施するとともに、一般就労に向けての情報提供、関係機関との連携を図ります。
福祉的就労	利用者一人一人のニーズ、作業適性に合致した作業種目を提供するとともに、作業に対しての達成感、充実感が高まるような支援を行います。

よ か かつどう し えん 余暇活動支援	りようしゃのニーズに応じた余暇活動の計画・実施により、生活の質を高められるよう援助します。
けんこう かんり 健康管理	ねん 1 かいの健康診断と定期的な体重測定を実施し、利用者の健康管理に努めます。(生活介護の利用者については月 1 回の往診有) 嘱託医による健康相談の機会を設け、健康管理に努めます。作業や活動上必要な利用者については、検便を実施します。
じ こ かんり 自己管理	ちいきせい 地域生活において自己管理を行えるように支援します。
しゃかい しげん かつよう 社会資源の活用	こじん 個人に応じた自立生活を送るため、周辺の社会資源の活用に対する支援を行います。
こべつ し えん けい かく さくせい 個別支援計画の作成	りようしゃ 利用者に対する個別支援計画を作成し、利用者の同意をいただきます。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

さーびす しゅるい サービスの種類	サービスの内容	きん がく 金額
しょくじ 食事サービス	きぼう 希望により食事の提供をします。 ※ 低所得者等の軽減措置適用の場合 けいか そ ち えん ちよう 経過措置延長につき、1食につき400となります。	1 食 400 円
せいさん かつどう とう 生産活動等	せいさん かつどう とう おこな う え ひよう ふたん 生産活動を行う上でかかる費用で、負担していただくことが適当であるものに係る費用をいただきます。	じっぴ 実費
しゅうろう む 就労に向けて の支援に必要な 諸経費	しゅうろう じっしゅう む し えん ふたん 就労や実習に向けての支援のうち負担していただくことが適当であるものに係る費用をいただきます。	じっぴ 実費
レクリエーショ ン等の行事	こじん かかわ ざいりょうひ 個人に係るレクリエーションの材料費や、 ぎょうじ さん か ひとつ ひよう いただ 行事参加費等の費用をいただきます。	じっぴ 実費
コピー	サービス提供記録等の複写代	まい 1 枚 10 円

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)をお支払いいただきます。所得に応じて月に負担する上限額が決められており、利用したサービス量に関わらず、それ以上の費用負担は生じません。負担上限額よりも利用したサービス費の一割に相当する額が低い場合は一割に相当する額を負担していただきます。事業者が市町から代理受領する場合、利用者負担額を事業者にお支払いいただきます。なお、負担上限額については、障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容(2) 訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) サービス利用の取り消し料金

給食サービスを申し込まれている場合、3日前までに取り消しの連絡がない場合、食材料費として400円をいただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)(3)の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 当事業所窓口での現金支払い
- ② 姫路信用金庫指定口座からの引き落とし

8. 利用者の記録及び情報の管理等

- (1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9:00～午後5:00です。

- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等と

の連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は
利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を
致します。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等
を行います。

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 相談窓口	窓口担当者 矢野 朗守（職名）サービス管理責任者 ご利用時間 9：00～ 17：00 電話番号 079-274-7550 ファックス番号 079-274-7551 担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。	
苦情解決責任者	藤本 豊久 （職名）施設長	
第三者委員	松本 暁男	
	井上 昭三	
姫路市役所 福祉課	所在地：姫路市安田4丁目1番地 電話番号：079-221-2457	
兵庫県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地：神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター4階 電話番号：078-242-6868 ファックス：078-271-1709	

11. 協力医療機関

医療機関の名称	朝山内科医院 嘱託医 國部医院
医 院 長 名	朝山 徹 國部 伸也
所 在 地	姫路市網干区坂上 378-1 (朝山内科医院) 姫路市車崎3丁目3番13号 (國部医院)
でん 話 番 号	079-274-1281 (朝山内科医院) 079-298-1081 (國部医院)
しん 診 療 科	内科 入院設備 なし

12 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	・別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知機 ・誘導灯 ・非常通報装置 ・室内防火栓 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：株式会社あいおいニッセイ同和損保 加入保険内容：介護保険・社会福祉事業者総合保険

13. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	全館禁煙です。飲酒もできません。

こうちん しはら 工賃の支払いに ついて	せいさんかつどう じぎょうしゅうにゆう ひつようけいひ さ ひ がく こうちん 生産活動による事業収入から必要経費を差し引いた額を工賃と して、利用者（りようしゃ）に支払（しはら）います。 まいつき にち にち きゅうぎょう び ばあい ぜんじつ ぜんげつぶん こうちん 毎月25日（25日が休業日の場合はその前日）に前月分の工賃 を支払（しはら）います。 こうちん がく さぎょうにつうさう さぎょうひょうか き 工賃の額は作業日数や作業評価によって決（き）まります。
しせつ し 施設からのお知らせ について	にちじょうてき れんらく たんどう でんわ れんらくちよう おこな しせつ 日常的な連絡は担当から電話や連絡帳で行います。施設の ようすとう つうしん し 様子等については「きらら通信」でもお知らせをします。 きんきゅう れんらく たんどうしよくいん でんわ し 緊急の連絡は、担当職員が電話でお知らせします。
とうじつ けっせき ちこく 当日の欠席・遅刻 等の連絡について	とうじつ けっせき ちこく れんらく じ れんらくくだ 当日の欠席・遅刻の連絡は、9時までにご連絡下さい。 でんわ 電話079－274－7550
けいほうおよ きんきゅう じ 警報及び緊急時 の対応について	① けいほうはつれい じ たいおう 警報発令時の対応 たいふうとう てんさい じ ひめ じし し たいしちよう けいほう はつれい 台風等の天災時に姫路市、たつの市、太子町に警報が発令され た場合、その状況における対応を法人内で協議致（きょうぎ）します。そのう えで、安全（あんぜん）の確保が困難（くわんなん）であるとの判断（はんだん）に至（いた）り、臨時休業（りんじきゅうぎよう）する 場合は、当日（とうじつ）の午前7時30分（ごぜん じ ぶん きんきゅうれんらくもう）に緊急連絡網（きんきゅうれんらくもう）（一斉メール配信）に て、ご連絡（ごれんらく）させていただきます。 また、サービスご利用（ごりようちゆう）中に警報（けいほう）が発令（はつれい）された場合は、安全（あんぜん）を 考慮（こうりょ）したうえで、時間短縮（じかんたんしゆく）でのご利用（ごりよう）になる事（こと）があります。 この場合（ばあい）も必ず（かならず）ご連絡（ごれんらく）をさせていただきます。 ② きんきゅうれんらく 緊急（きんきゅう）連絡（れんらく） 緊急（きんきゅう）に連絡（れんらく）することが生（しょう）じた場合は、保護者会（ほごしゃかい）の緊急連絡網（きんきゅうれんらくもう） 通（つう）じてお知らせ（し）することがあります。
ボランティア・ 実習生・見学者の 受け入れについて	ボランティア・実習生・見学者の受け入れを行い、人材育成（じんざいくせい）に つと めめます。具体的（ぐたいてき）な援助（えんじょ）場面（ばめん）では、必要（ひつよう）な情報（じょうほう）を伝（つた）えるとともに こじんじょうほう ほ ご じゅうぶんはいりょ たいおう ねが 個人情報保護（こじんじょうほうほご）に十分（じゅうぶん）配慮（はいりょ）した対応（たいおう）をお願い（ねが）しています。
しゃしんとう けいさい 写真等の掲載に ついて	じぎょうがいよう どうしせつ つうしんとう さぎょう かつどう じ 事業概要（じぎょうがいよう）、パンフレット、当施設（とうしせつ）通信（つうしん）等に、作業（さぎょう）や活動（かつどう）時の 写真（しゃしん）を利用（りよう）することがあります。
きちょうひん かんり 貴重品の管理	きちょうひん りようしゃ せきにな かんり じこ 貴重品（きちょうひん）は、利用者（りようしゃ）の責任（せきにん）において管理（かんり）していただきます。自己（じこ） 管理（かんり）のできない利用者（りようしゃ）につきましては貴重品（きちょうひん）を施設（しせつ）に もちこ ねが 持ち込（もちこ）まないようお願い（ねが）します。

しゅうきょうかつどう せいじ 宗教活動・政治 かつどう えいりかつどう 活動、営利活動	りようしゃ しそう しんこう じゆう ほかに りようしゃ たい しゅうきょう 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教 かつどう せいじかつどうおよ えいりかつどう えんりよ 活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
やかん きゅうじつとう 夜間・休日等の きんきゅうそうだんまどぐち 緊急相談窓口	やかん きゅうじつ きんきゅうじ そうだんまどぐち かいせつ かき 夜間、休日における緊急時の相談窓口を開設しています。下記 とお の通りとなっていますので、ご利用ください。 うけつけじかん きゅうじつ ぜんじつ ・ 受付時間 休日 全日 へいじつ よく 平日 17:30～翌8:30 にゆうでん つな ばあい (きららに入電し、繋がらない場合のみ) でんわばんごう ・ 電話番号 079-274-7530 うけつけ ・ 受付 なごみの里(特別養護老人ホーム) でんわ さい かなら りようしゃ い あと * 電話の際には、必ず「きらら利用者の〇〇です」と言った後に ようけん つた 用件を伝えてください。

れいわ ねん がつついたちかいいてい
令和7年4月1日改定

れいわ ねん がつ にち じ ぶん
令和 年 月 日 時 分

していしょうがいしゃふくし 提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき
指定障害者福祉サービスの 提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき
じゅうようじこう せつめい おこな
重要事項の説明を行いました。

じぎょうしょめい しょうがいふくし じぎょうしょ
事業所名：障害福祉サービス事業所 きらら

せつめいしゃしよくめい しめい
説明者職名：氏名 ⑩

わたし ほんしよめん もと じぎょうしゃ していしょうがいふくし ていきょうおよ
私は、本書面に基ついて事業者から指定障害福祉サービスの提供及び
りよう じゅうようじこう せつめい う どうい
利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

けいやくしゃけんりようしゃ
契約者兼利用者

じゅう しょ
住 所： _____

し めい
氏 名： _____ ⑩

わたし けいやくしゃ じぎょうしゃ じゅうようじこう せつめい う していしょうがいしゃふくし
私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定障害者福祉サー
ビスの提供及び利用について同意したことを確認しましたので私が契約者に
か しょめい だいこういた
代わって署名を代行致します。

しょめいだいこうしゃ
署名代行者

じゅう しょ
住 所： _____

し めい
氏 名： _____ ⑩

けいやくしゃ かんけい
契約者との関係（ _____ ）

じ ぎょう しょ
事業所

しょ ざい ち ひめじしおおつくひらまつ
所在地： 姫路市大津区平松511

めい しょう しょうがいふくし じぎょうじよ
名称： 障害福祉サービス事業所 きらら

だい ひょう しゃ りじちよう かな じ
代表者： 理事長 金治 ゆかり ⑩